

新潟県公立高等学校入学者選抜 学力検査等の受検までの流れ

新潟県教育委員会
新潟市教育委員会

学校教育法施行規則第95条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する方が、新潟県公立高等学校入学者選抜に志願する場合は、教育委員会との事前のやりとりが必要です。以下に、受検までの流れを示しますので、ご確認の上、必要な手続きを行ってください。なお、ご不明な点があれば、次のページの問合せ先までご連絡ください。

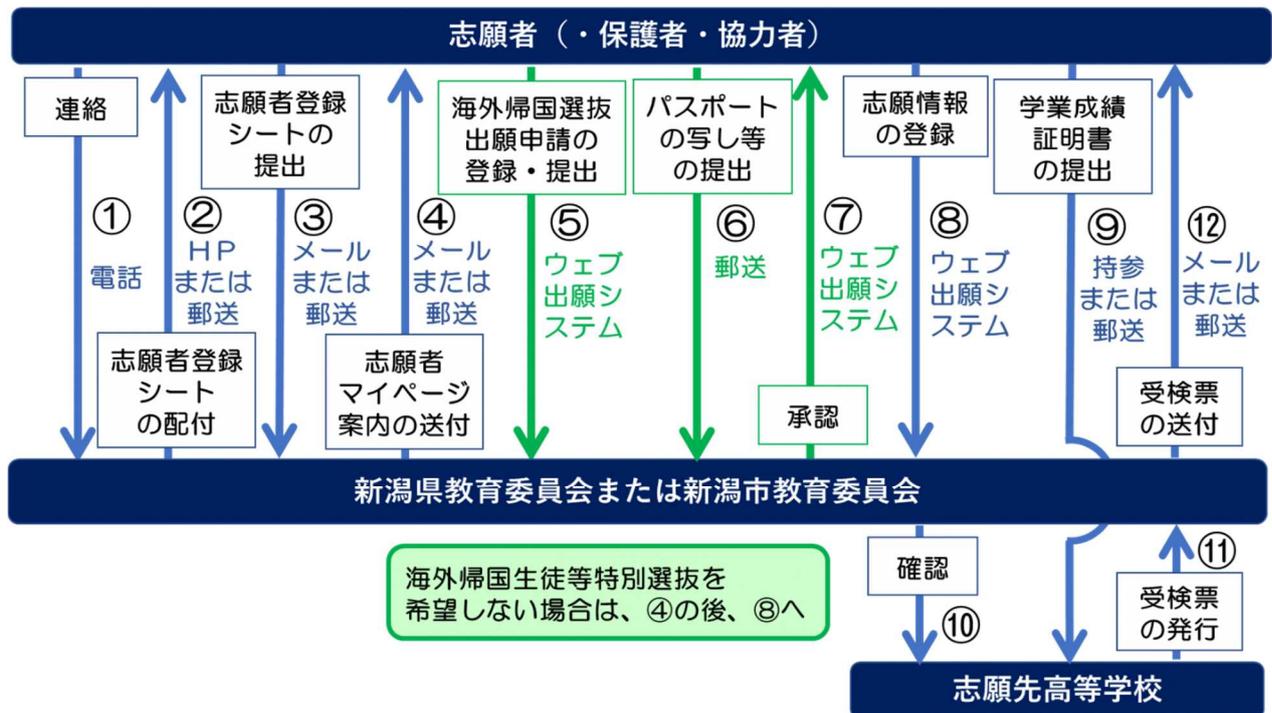
学校教育法施行規則

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

※ 第2号に該当する方は、在外教育施設から出願手続きを行っていただきます。

<受検までの流れ>



① 志願者(または保護者、協力者。以下同じ。)から、電話で、教育委員会※に新潟県公立高等学校入学者選抜への出願の希望を連絡してください。

※ 新潟県立高等学校への入学を希望する方は、新潟県教育庁高等学校教育課へ
新潟市立高等学校への入学を希望する方は、新潟市教育委員会学校支援課へ

②③ 教育委員会が配付する「志願者登録シート」に、志願者が必要事項を記入して、メールまたは郵送にて、教育委員会に提出してください。

④ 教育委員会から志願者に、ウェブ出願システムの操作に必要な「志願者マイページ案内」を、メールまたは郵送にて送付します。

→ 海外帰国生徒等特別選抜への出願を希望する場合は⑤へ、希望しない場合は⑧へ

⑤⑥ 志願者が、ウェブ出願システムにおいて、海外帰国生徒等特別選抜出願申請に必要な情報及び顔写真の登録を行ってください。併せて、出国及び帰国(入国)年月日を確認することのできる書類(パスポートの写し等)を、郵送にて、教育委員会に提出してください。

⑦ 海外帰国生徒等特別選抜出願申請の受付期間に、教育委員会が、⑤及び⑥の内容を審査し、承認の可否を判断します。その結果は、ウェブ出願システムにおいて、志願者に通知します。

⑧ 出願期間前に、志願者が、ウェブ出願システムにおいて、志願情報の登録を行ってください。

⑨ 出願期間内に、志願者が、「学業成績の証明書」(様式自由)若しくは「学業成績の証明書提出不能に関する証明書」(様式自由)又は「中学校卒業程度認定試験による認定証書」の写しを、持参または郵送にて、志願先高等学校に提出してください。なお、郵送で提出する場合は、志願先高等学校長が志願者に配付する書類を送付するための封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、志願者の住所及びあて先を明記したもの。)を同封してください。

⑩ 出願期間内に、教育委員会が、ウェブ出願システムにおいて、⑧の登録内容を確認します。このことと⑨により、志願先高等学校への出願となります

⑪ 志願先高等学校が出願受付を行い、受検番号を発番して、受検票を発行します。なお、受検票の発行は、一般選抜においては志願変更受付期間の終了後、欠員補充のための2次募集においては出願期間の最終日の午後となります。

⑫ ⑪で発行された受検票は、教育委員会から志願者に、メールまたは郵送にて送付します。受検票をメールで受領した場合は、印刷して、入学者選抜の学力検査当日に、志願者が志願先高等学校に持参してください。

<問合せ先>

○ 新潟県立高等学校への入学を希望する方
新潟県教育庁高等学校教育課 指導第1係
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-280-5611(直通)
メールアドレス ngf500050@pref.niigata.lg.jp

○ 新潟市立高等学校への入学を希望する方
新潟市教育委員会学校支援課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 電話 025-226-3263(直通)
メールアドレス gakko@city.niigata.lg.jp